

松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託
募集要項

令和7年1月

松江市こども子育て部保育所幼稚園課

1. 事業の目的

市立保育所等の献立作成等にあたっては、現在、ダウンロード版の給食管理システムを一部カスタマイズして利用している。現行システムではソフトをダウンロードしているパソコンに不具合が生じた場合に業務継続が困難になるおそれがあることから、パソコンの更新にあたり、栄養計算、発注業務、アレルギー対応などを支援するシステムをクラウド上で利用可能なものに変更することで、データを安全に管理すると共に、業務の効率化や正確性を確保するもの。

2. 事業の概要

(1) 事業名

松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託

(2) 事業内容

- ア 栄養計算、献立作成、発注業務などが可能なシステムの提供
- イ 端末操作研修の実施及び運用に必要なマニュアル等の提供
- ウ 導入後の運用、保守、サポート体制の提供
- エ その他、本業務に必要な事項

なお、機器等の仕様については、別紙1「松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 設置期限

令和7年8月1日までに稼働すること。

なお、システム稼働に必要なデータ移行、テスト運用及び操作説明について、稼働日の前日までに実施することとする。

(5) 提案上限金額

1,809,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

※現在利用しているシステムのデータは今回移行するシステムにできる限り移行することとし、導入、データ移行、運用・保守にかかる経費全てを含むものとする。

※システム運用・保守経費は、システム稼働の日から令和8年3月31日までに必要な経費とする。

3. 参加資格要件（応募要件）

本プロポーザルの応募要件及び本業務の委託条件として、下記の全てを満たしていることとする。

- (1) 松江市競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されている者であって、松江市内に本社を有する者、もしくは、松江市内に契約を委任した営業所を有する者。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 松江市暴力団排除条例(平成25年4月1日施行)第2条の1及び2の規定に該当しない者。

4. スケジュール

| 件名 | 期限等 |
|--------------|-------------------|
| 募集要項等の公開 | 令和7年1月28日(火) |
| 質問書の提出期限 | 令和7年2月10日(月)17時まで |
| 質問書に対する回答日 | 令和7年2月12日(水) 予定 |
| 参加表明書提出期限 | 令和7年2月14日(金)17時まで |
| 辞退届の提出期限 | 令和7年2月27日(木)17時まで |
| 企画提案書の提出期限 | 令和7年2月27日(木)17時まで |
| プレゼンテーションの実施 | 令和7年3月12日(水) 予定 |
| 選定結果通知 | 令和7年3月14日(金) 予定 |
| 契約締結 | 令和7年4月1日(火) 予定 |

5. 募集について

(1) 募集要項等の公開 令和7年1月28日(火)

(2) 書類配布

本市のホームページに掲載(「ホーム-子育て・教育-子育て支援-保育所・幼稚園・認定こども園」からダウンロード可能)する。各様式についても、同様に掲載する。

※郵送、メール等による配布は行わない。

(3) 公開資料

①プロポーザル募集要項(本書)

②事業仕様書(別紙1)

③審査要領(別紙2)

④誓約書(様式1)

⑤参加表明書(様式2)

⑥会社概要(様式3)

⑦企画提案書(様式4)

⑧見積書(様式5)

⑨質問書(様式6)

⑩辞退届(様式7)

6. 質問及び回答

募集要項等の内容について、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 質問のできる者

前記「3. 参加資格要件（応募要件）」を満たしている者で、かつ参加表明書（様式2）を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問期間 令和7年2月10日（月）17時必着

(3) 提出方法

質問書（様式6）にて、「13. 問い合わせ先及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて到着確認をすること。件名は「松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託質問書」とすること。なお、審査に関わる質問には応じない。

(4) 回 答

質問に対する回答は、令和7年2月12日（水）を目途に、本市ホームページへ掲載する予定である。また、松江市の回答は、募集要項及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

(5) そ の 他

評価基準に関する質問は受け付けない。質問を行った者の名称は公表しない。メール以外による照会には対応しない。

7. 参加表明

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①誓約書（様式1）
- ②参加表明書（様式2）
- ③会社概要（様式3）

(2) 提出期限 令和7年2月14日（金）17時必着

(3) 提出方法

「13. 問い合わせ先及び提出先」に持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで（正午から13時まで及び土日祝日を除く）とする。

(4) そ の 他

参加表明書（様式2）提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を、令和7年2月27日（木）17時までに、持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

8. 企画提案書類

(1) 提出書類

ア 以下の書類を期限までに提出すること。企画は1者1提案とし、参加表明書（様式2）の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

①企画提案書（様式4）

②提案詳細（任意様式）

③見積書（様式5）

※見積費用詳細内訳書（任意様式）を含む

④書式等見本

提案するシステムで利用する書式等のうち、下記について見本を添付すること。

- ・給食日誌
- ・食数一覧
- ・栄養月報
- ・検食簿
- ・発注書

⑤その他参考資料（任意）

イ 提出書類作成上の注意

提案詳細は、事業仕様書（別紙1）及び審査要領（別紙2）の審査基準表に沿って作成すること。

ウ 様式

提案詳細の様式は自由とするが、全体で50ページ以内とし、A4サイズでページ数を付し製本すること（製本の体裁は自由とする）。

(2) 提出期限 令和7年2月27日（木）17時まで

(3) 提出部数 正本1部、副本7部とする。

(4) 提出方法

「13. 問い合わせ先及び提出先」に持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで（正午から13時まで及び土日祝日を除く）とする。

(5) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ①提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- ②指定する様式及び本要項に示した条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤前記「2. (5) 提案上限金額」を超えたもの。
- ⑥事業仕様書（別紙1）の要件に適合しないもの。
- ⑦前記「3. 参加資格要件（応募要件）」を満たしていない者による企画提案書等。

イ 制約事項等

- ①提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ②提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ③提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は受け付けない。
- ⑤提出された書類等は、全て返却しない。
- ⑥提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

9. 選定方法

松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(1) 評価基準

審査委員会が「松江市立保育所等給食管理システム更新業務委託プロポーザル審査基準表」（別紙2 審査要領参照）に基づき審査する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

- ① 実施時期 令和7年3月12日（水）（予定）
※詳細な日時等は参加表明書提出者に別途通知する。
- ② 実施場所 松江市役所（島根県松江市末次町86番地）
※詳細な場所は別途通知する。
- ③ 実施時間 30分程度とし、準備時間5分以内、説明時間20分以内、質疑応答時間5分程度とする
- ④ 出席者 1者3名以内とする
- ⑤ その他
 - ・システムの操作画面やアピールポイントについて、デモンストレーションを行うこと。
 - ただし、提出された企画提案書と異なる説明、企画提案書の差し替えは認めない。
 - ・スクリーンを利用する場合は本市が準備するが、それ以外のもの（パソコン、インターネット接続機器等）は各事業者が持参するものとする。
 - ・プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
 - ・出席者の一部がオンラインにより参加することは認めるが、1名以上は実施場所において提案を行うこと。

10. 選定結果

選定結果については、令和7年3月14日（金）（予定）に全ての提案者に電子メール及び郵送にて通知する。また、松江市ホームページにも審査結果（第一優先交渉権者）を公表する。

11. 契約

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者が前記「8. (5)ア失格となる参加表明書、企画提案書等」の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と契約交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (3) 契約の締結にあたっては、地方自治法及び松江市財務規則をはじめとする諸規定を適用するものとする。

12. その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 個人情報

ア 協議資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

イ 個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律及び松江市個人情報の保護に関する法律施行条例によるものとする。

(3) 著作権

ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。

イ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第1項第5号の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。

イ その場合の提案者の損害は提案者の負担とする。

13. 問い合わせ先及び提出先

松江市末次町 86 番地 松江市こども子育て部 保育所幼稚園課 運営係
担当 棕本

電話 0852-55-5498 E-MAIL: kodomo-hojokin@city.matsue.lg.jp